

Ver.2.3  
2月4日時点

# 地域計画変更マニュアル

令和8年2月

農林水産省

## 目次

1 地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、 毎年変更していきましょう	2
2 策定した地域計画をブラッシュアップしましょう	3
3 地域計画のブラッシュアップの進め方	4
4 地域計画の変更フロー	5
5 協議について	6
6 協議の場の開催方法(例)	7
7 地域計画の変更	8
8 地域計画を簡易的に変更する手続き	9
9 策定した地域計画の変更(例)	10~17
10 地域計画の実現に向けた支援・取組(R7補正、R8当初)	18~27
11 地域の取組に活用できる事業(R7補正・R8予算(概算決定))	28~31
12 サポート窓口	32

## 地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、毎年変更していきましょう

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが目的です。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

一方で、地域計画は、一度作って終わりではなく、毎年、PDCAサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要です。

そのため、本マニュアルは、地域計画を策定した後に行うべき取組について取りまとめました。地域計画の実現に向け、是非、毎年協議を実施していきましょう。

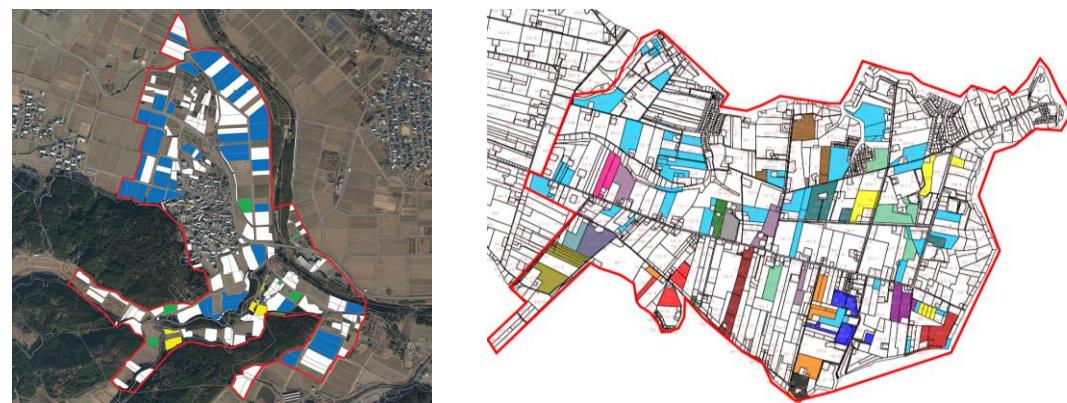


協議の場の様子

- 基盤整備を契機に果樹地帯を再生した事例



- 所有者や担い手の意向不明が明らかになった事例



# 策定した地域計画をブラッシュアップしましょう

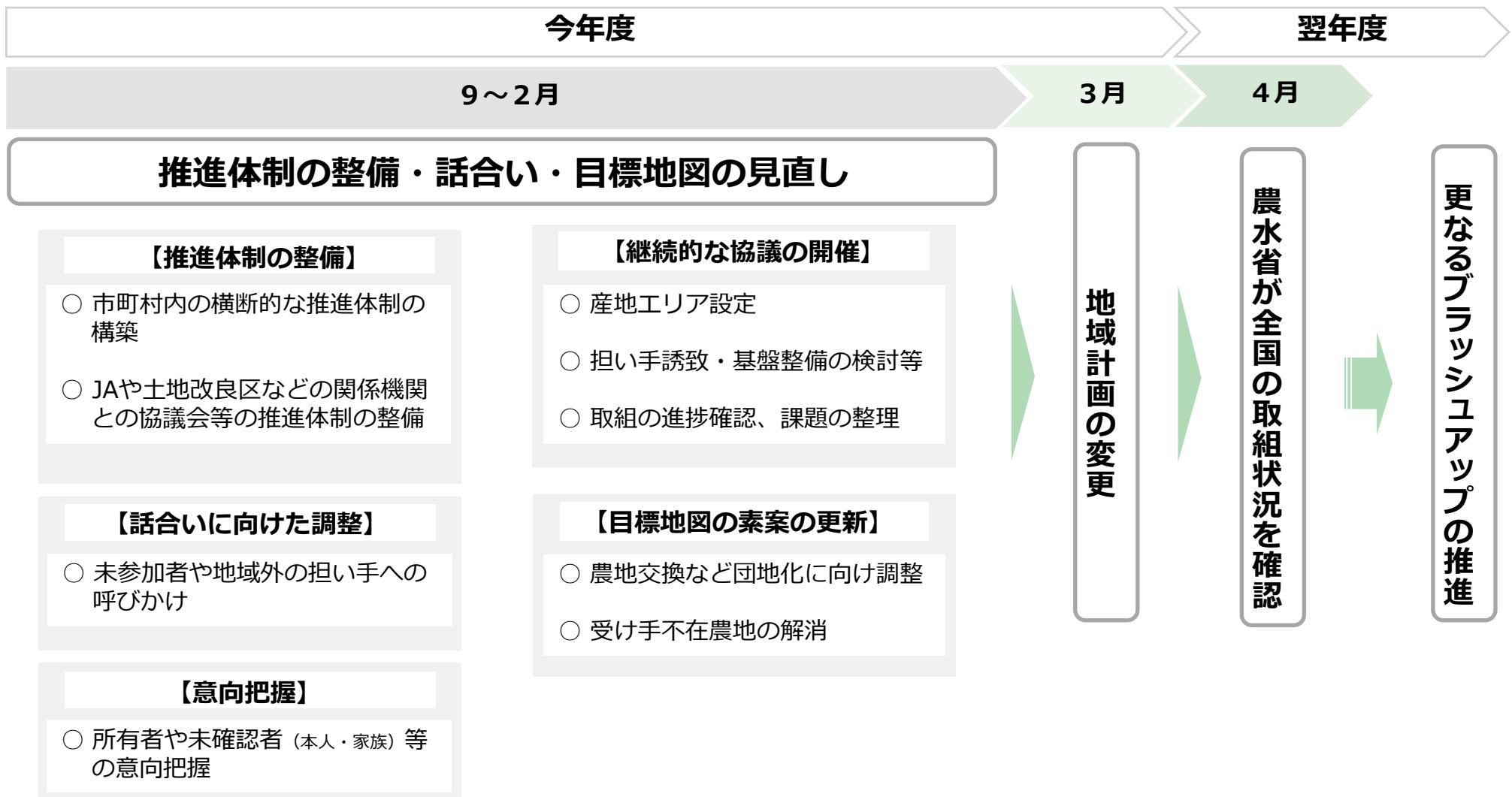
策定した地域計画は、その実現に向けて話し合いを継続し、具体的に取組を開始する地域がある一方で、話し合いが十分に行えずに道半ばの地域計画を策定した地域も多いのではないでしょうか。そのため、次のような視点で地域計画を振り返り、話し合いを継続して、目指すべき地域農業を具体化しましょう。

## 振り返りの視点



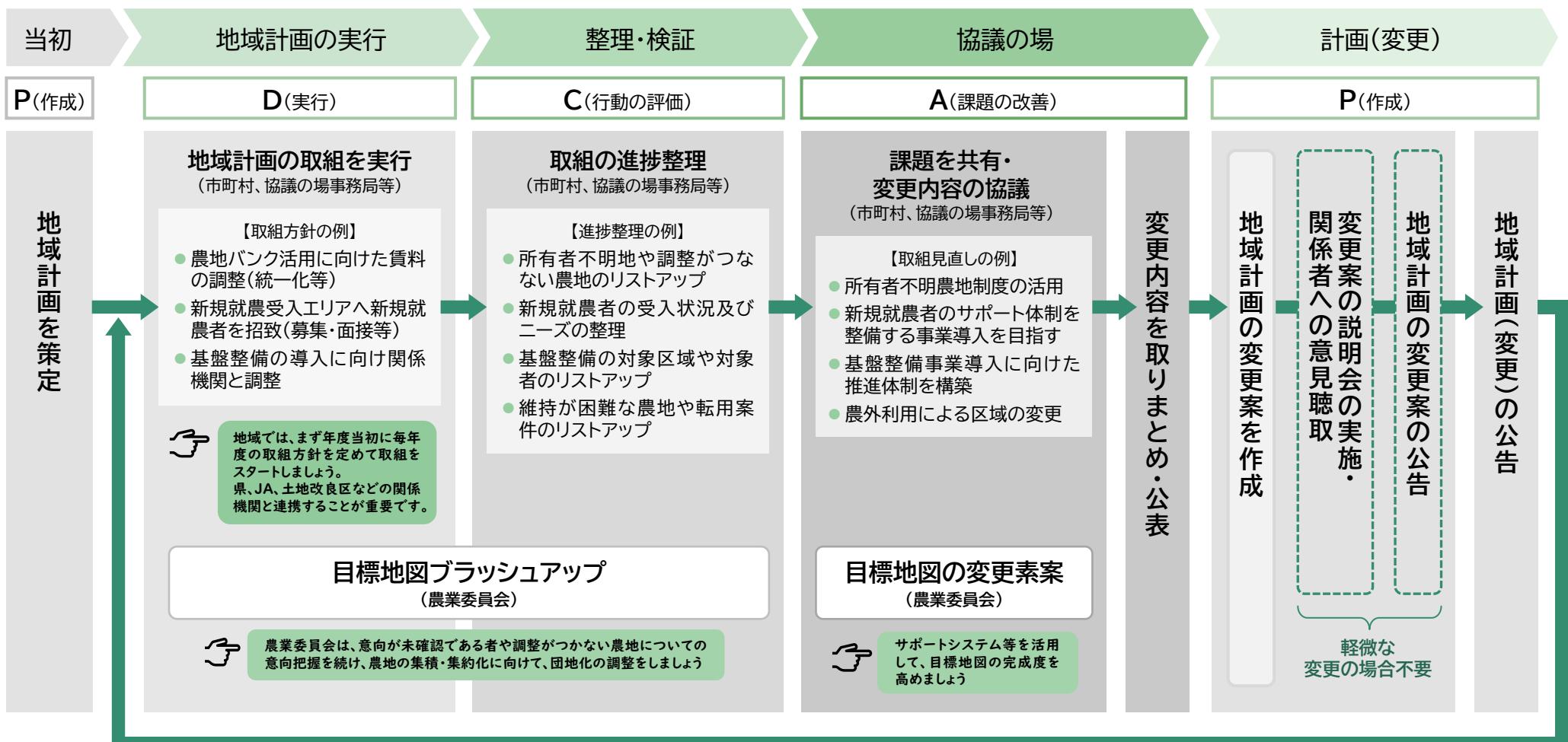
# 地域計画のブラッシュアップの進め方

- 地域計画は一度策定して終わりではなく、随時(年1回以上)ブラッシュアップをしていくことが重要です。
- ブラッシュアップに向け、令和7年度は、以下を参考に関係機関と調整を進め、取組を進めましょう。



# 地域計画の変更フロー

- 市町村は、地域計画に定めた方針に基づき、PDCAサイクルを通じて進捗状況を確認しましょう。
- 地域の皆様は、地域計画の実現に向けて、協議の場に積極的に参加し、具体的な取組を進めていきましょう。
- 農業委員会は、確認できていない耕作者などの意向把握を積極的に推進しましょう。
- 取組の結果については、整理・検証を行い、協議の場を開催して、地域計画の変更が必要な案件も含めて地域の状況を共有しましょう。※ 協議の場は、各施策と横断的な推進体制を構築して進めてください。



# 協議について

## 開催方法

地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要ですが、書面やHPでの意見募集により、簡単な開催方法をとることもできます。(次ページ参照)

協議する内容に応じて、開催方法を変更することも可能です。どのような内容の場合に簡易な開催方法で協議をするか、あらかじめ地域で協議の上、ルール化しましょう。

また、協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域の実状に応じて、地域や農業関係機関主導により、柔軟に開催することや、地域全体の土地の管理構想などの農業外の各施策と連携して一体的に取り組むこともできます。その場合、市町村にあらかじめ場所、日時などを口頭やメール、書面など報告するとともに、その概要を取りまとめて、HP等で公表するようにしましょう。

### 【 基本的な開催方法 】

#### 対面開催・オンライン開催

- 年1回以上の定期開催や随時開催の日程等をHPや広報で幅広く周知し、できる限り地域の関係者を参集
- 担い手の代表者のみによる協議など、参加者が限定的な場合は、ウェブ会議やトーカーアプリを活用したオンライン開催も可能
- 対面・オンライン開催を併用するなど、柔軟な運用も可能



オンライン開催も可能

### 【 簡易な開催方法 】

#### 書面・HP開催

- 回覧や広報誌への回答方式や、HP上のパブリックコメントなどで随時開催
- 一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす



※1 協議をした結果は、その概要を取りまとめ、HP等で公表するようにしましょう。

※2 國土交通省では、農地に限らず、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地や、将来的に利用を継続する必要が無い土地などについて考える「管理構想」を推進。

## 協議の場の開催方法（例）

協議する内容に応じて、あらかじめ定めた方法を確認

### 協議事項例

地域農業の将来の在り方に影響が大きいなど、地域全体で協議する場合

#### 定期開催

- ・他の地域計画との統合
- ・農業の方針変更（基盤整備導入など）
- ・大幅な区域変更  
(公共用道路など農業外利用)

等

主要な担い手の農地利用に影響がある場合や農業関連の方針変更の場合

#### 随時開催

- ・農地交換
- ・耕作者変更  
(新規参入、相続、不測の事態)

等

下記の軽微な変更のように、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合

#### 随時開催

- ・地域の名称や地番の変更
- ・団体の法人化
- ・実質的な変更を伴わない変更  
(上記のような軽微な変更)

等

### 開催案内

（規則第16条第2項）

### 協議の実施

取りまとめ  
(法第18条第1項)

基本的な開催方法

対面

#### 開催日時・場所をHP・広報等で公表



HP等のほか、JA等関係機関への案内も有効

#### 対面協議

対面・オンラインの併用開催も可能

オンライン

#### 開催日時・URL等をHP等で公表

#### オンライン協議

ウェブ会議や  
トークアプリを活用

簡易な開催方法

書面・HP

#### 一定期間意見を募集

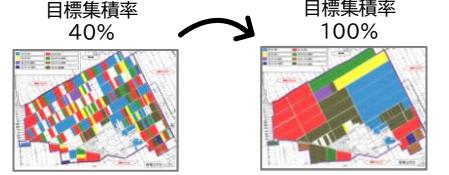
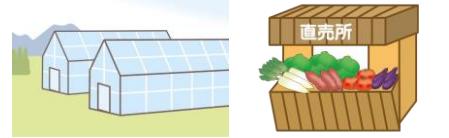
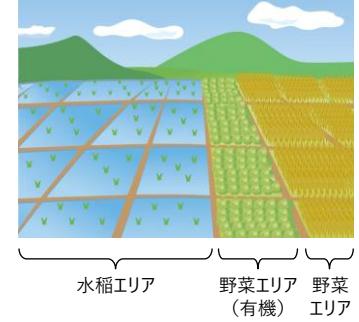


一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす

結果公表

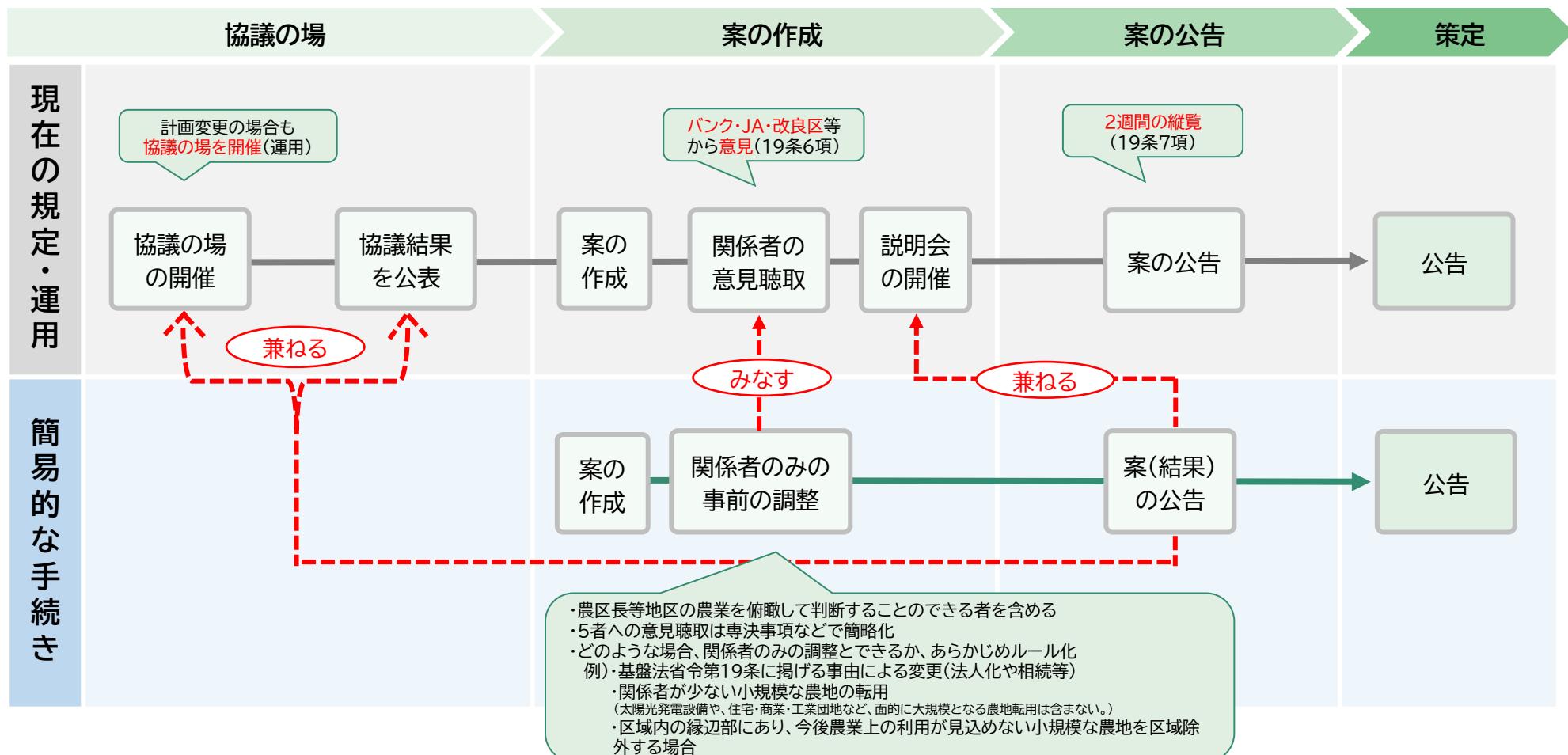
# 地域計画の変更

- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。
- 変更した地域計画をインターネットに掲載する場合は、地域の皆様や地域外から参入を希望する方が閲覧しやすいよう、市町村のホームページに地域計画専用のページを設け、情報をまとめるなどの工夫をすることが効果的です。

農業上の利用 (事後の変更可)	<b>地域の農業の将来の在り方等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更</li><li>・ 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</li></ul>	
	<b>農業を担う者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け</li></ul> <p>➡ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	<b>農業用施設</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け</li></ul>	
	<b>軽微な変更</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更</li><li>・ 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畠転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</li></ul>	 <p>水稻エリア 野菜エリア 野菜(有機) エリア</p>
	<b>農業外の利用 (事前の変更要)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共用地や農家住宅等に供するための転用</li></ul> <p>➡ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更 ※ 一時転用の場合は変更不要</p>	

# 地域計画を簡易的に変更する手続き

- 以下のように地域計画を変更する場合には、協議の場の開催を、2週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができます。
  - ① 地域農業の将来の在り方に影響が軽微な事案について、地域計画を変更する場合、関係者の事前調整をもって、関係者の意見聴取を行ったものとみなす。ただし、農区長等地区の農業を俯瞰して判断することのできる者を含めて事前調整を行い、5者への意見聴取は専決事項とするなどあらかじめルール化を行うこと。
  - ② この場合、地域計画の変更に必要な地域の協議の場の開催を、2週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができます。



## 策定した地域計画の変更（例）①

これまで策定した地域計画については、地域の農業関係者の皆様にさらにわかりやすくブラッシュアップすることが大切です。ブラッシュアップに向けたポイントについて、次の赤字を参考に、隨時見直しを行いましょう。なお、見直した箇所には、下線を引いて強調することが効果的です。

### 様式5-2

【策定後】

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	—
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	○○市 (1 2 3 4 5 6)
地域名 (地域内農業集落名)	△△地区 (◇◇集落)



【ブラッシュアップ後】

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	① 令和7年4月30日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	○○市 (1 2 3 4 5)
地域名 (地域内農業集落名)	△△地区 (◇◇集落)

### 〈ブラッシュアップのポイント〉

- ① 地域計画を策定後、最初に更新したときを「第1回」として、日付を記載しましょう。なお、複数の地域計画を統合・分割した場合は、従前の地域計画を廃止し、統合・分割後の地域計画を、新たな策定年月日を定めた上で、公告しましょう。なお、廃止した従前の地域計画は、新たな地域計画に承継されていることが分かるよう、参考資料として添付する等により、整理をしておきましょう。
- ② 市町村コードは、総務省「都道府県コード及び市区町村コード」(令和6年1月1日更新)に従い、都道府県コード(2ケタ)+市町村コード(3ケタ)の、合計5ケタで記入しましょう。

## 策定した地域計画の変更（例）②

### 様式5-2 1 地域における農業の将来の在り方

#### 【(1) 地域計画の区域の状況】

##### 【策定後】

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	1,000,000m <sup>2</sup>
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	900,000m <sup>2</sup>
② 田の面積	600,000m <sup>2</sup>
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	400,000m <sup>2</sup>
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	20,000m <sup>2</sup>
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10,000m <sup>2</sup>
（参考）区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計（※年齢は地域の実情を踏まえて記載）	500,000m <sup>2</sup>
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20,000m <sup>2</sup>
（備考）遊休農地1,000m <sup>2</sup> （うち1号遊休農地800m <sup>2</sup> 、2号遊休農地200m <sup>2</sup> ） ⑤は、○○市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	



##### 【ブラッシュアップ後】

① 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	100.0ha
② 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	90.0ha
③ 田の面積	60.0ha
④ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	40.0ha
⑤ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.0ha
（参考）区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計（※年齢は地域の実情を踏まえて記載）	1.0ha
（参考）区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計（※年齢は地域の実情を踏まえて記載）	50.0ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20.0ha
（備考）遊休農地0.1ha（うち1号遊休農地0.08ha、2号遊休農地0.02ha） ⑤は、○○市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

#### 〈ブラッシュアップのポイント〉

- ① 変更時点の面積を記載しましょう。なお、「農用地等」とは、農地のほか、採草放牧地や農業用施設用地を含みます。
- ② 面積を記載する場合には、単位を「ha」に統一しましょう。
- ③ 地域計画区域内における農業者の平均年齢を参考に、一定の年齢以上の者の農地面積を記載しましょう。

## 策定した地域計画の変更（例）③

### 様式5-2 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

〈集落営農組織を位置付ける場合〉

- 農業を担う者 一覧

【策定後】

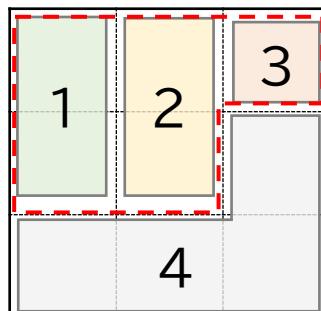
属性	農業者	現状			10年後				
		経営作目	経営面積	作業受託	経営作目	経営面積	作業受託	目標地図上の表示	備考
集	A集落営農 (耕作者1)	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	1	
集	A集落営農 (耕作者2)	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	2	
集	A集落営農 (耕作者3)	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	3	
利用者	○○○	水稻	60ha	—	水稻	40ha	—	4	
計			90ha	—		90ha	—		

- 目標地図

【策定後】



構成員の権原に基づき位置付け

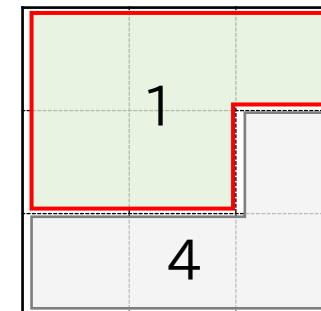


属性	農業者	現状			10年後				
		経営作目	経営面積	作業受託	経営作目	経営面積	作業受託	目標地図上の表示	備考
集	A集落 営農	水稻	30ha	—	水稻	50ha	—	1	耕作者1 耕作者2 耕作者3
利用者	○○○	水稻	60ha	—	水稻	40ha	—	4	
計			90ha	—		90ha	—		

【ブラッシュアップ後】



「集落営農」として位置付け



〈ブラッシュアップのポイント〉

- 目標地図には、農業を担う者として、法人化が確実であると市町村が判断する集落営農組織を位置付けることができます。集落営農組織を位置付ける場合は、構成員ごとに記載するのではなく、集落営農組織として記載しましょう。
- 集落営農組織の構成員は、適宜、備考欄に記載することができます。

## 策定した地域計画の変更（例）④

### 様式5-2 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

〈農作業受託者を位置付ける場合〉

#### ● 農業を担う者 一覧 【策定後】

属性	農業者	現状			10年後				
		経営作目	経営面積	作業受託	経営作目	経営面積	作業受託	目標地図上の表示	備考
利用者	A法人	水稻	50ha	—	水稻	50ha	—	1	△△、 ◇◇に 特定農作 業委託
利用者	□□	水稻	—	20ha	水稻	—	20ha	2	▽▽から 1作業受 託
利用者	××	水稻	—	20ha	水稻	—	20ha	3	▽▽から 特定農作 業受託
計			50ha	40ha		50ha	40ha		

※ 基幹3作業とは、水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の農作物にあってはこれらに準ずる農作業をいう。

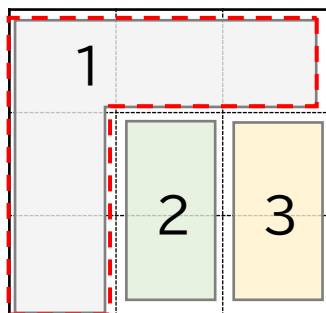
※ 特定農作業の受託とは、受託者が、基幹的な3作業を受託し、その生産した農作物を受託者名義をもって販売し、その販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託をいう。

#### 【 ブラッシュアップ後 】

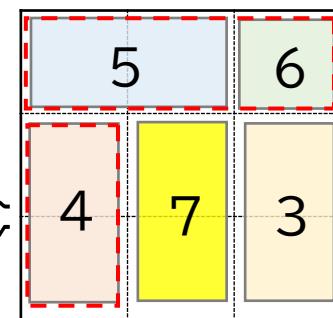
属性	農業者	現状			10年後				
		経営作目	経営面積	作業受託	経営作目	経営面積	作業受託	目標地図上の表示	備考
利用者	A法人	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	4	
利用者	△△	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	5	A法人か ら特定農 作業受託
利用者	◇◇	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	6	〃
利用者	▽▽	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	7	
利用者	××	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	3	
計			90ha	—		90ha	—		

#### ● 目標地図

#### 【 策定後 】



#### 【 ブラッシュアップ後 】



特定農作業受託者  
ごとに位置付け

法人が直営  
する農地は  
当該法人を  
位置付け



基幹3作業全てを  
受託していない場  
合は、権利者を位  
置付け



#### 〈ブラッシュアップのポイント〉

- ①・② 農作業を受託する者のうち、地域計画に位置付けることができる者は、特定農作業受託者及び基幹3作業の全てを受託する者のみです。それ以外の場合は、農作業委託者を目標地図に位置付けましょう。なお、特定農作業受託する者を位置付ける場合は「経営面積」、基幹3作業受託の場合は「作業委託」に計上します。

## 策定した地域計画の変更（例）⑤

### 様式5-2 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

〈利用者を位置付ける場合〉

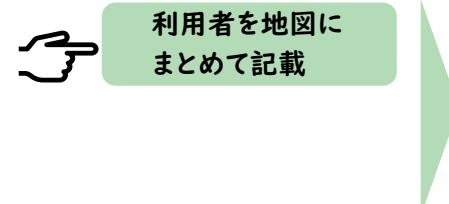
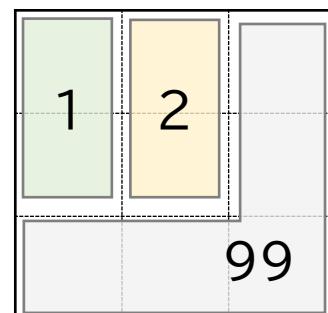
- 農業を担う者 一覧

【策定後】

属性	農業者	現状			10年後				備考
		経営作目	経営面積	作業受託	経営作目	経営面積	作業受託	目標地図上の表示	
認農	〇〇〇	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	1	
認就	□□□	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	2	
利用者	その他利用者(4名)	水稻	70ha	—	水稻	50ha	—	99	
計			90ha	—		90ha	—		

- 目標地図

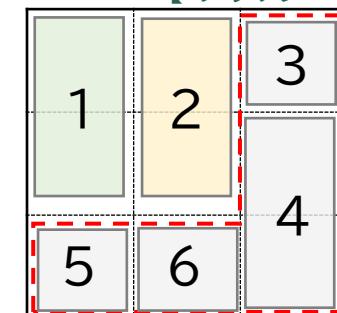
【策定後】



【 ブラッシュアップ後 】

属性	農業者	現状			10年後				
		経営作目	経営面積	作業受託	経営作目	経営面積	作業受託	目標地図上の表示	備考
認農	〇〇〇〇	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	1	
認就	□□□□	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	2	
利用者	(株)〇〇	水稻	20ha	—	水稻	10ha	—	3	
利用者	☆☆☆☆	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	4	
利用者	△△(株)	水稻	20ha	—	水稻	10ha	—	5	
利用者	◇◇	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	6	
計			90ha	—		90ha	—		

【 ブラッシュアップ後 】



利用者1名ごとに位置付け

〈ブラッシュアップのポイント〉

- 目標地図には、農業を担う者ごとに、利用する農地を表示する必要があります。属性が「利用者」であっても、利用者ごとに将来の意向を把握し、それぞれの将来の農地利用を明確化しましょう。

## 策定した地域計画の変更（例）⑥

### 様式5-2 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

〈離農者がいる場合や、受け手不在農地がある場合〉

- 農業を担う者 一覧

【策定後】

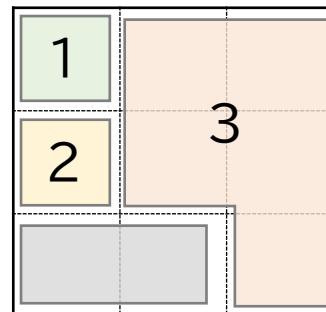
属性	農業者	現状			10年後				
		経営作目	経営面積	作業受託	経営作目	経営面積	作業受託	目標地図上の表示	備考
認農	〇〇〇	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	1	
認就	□□□	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	2	
利用者	(株)〇〇	水稻	50ha	—	水稻	50ha	—	3	
利用者	☆☆☆	水稻	10ha	—	—	0ha	—		
	今後検討		10ha	—	—	20ha	—		
計			90ha	—		90ha	—		

【ブラッシュアップ後】

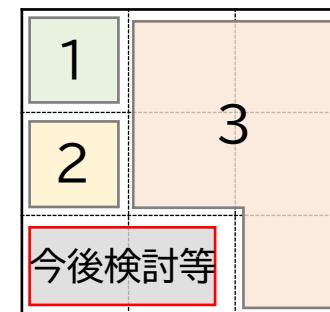
属性	農業者	現状			10年後				
		経営作目	経営面積	作業受託	経営作目	経営面積	作業受託	目標地図上の表示	備考
認農	〇〇〇	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	1	
認就	□□□	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	2	
利用者	(株)〇〇	水稻	50ha	—	水稻	50ha	—	3	
①									
②									
計				70ha	—		70ha	—	

- 目標地図

【策定後】



【ブラッシュアップ後】



受け手不在農地を  
「今後検討等」と位置付け

### 〈ブラッシュアップのポイント〉

- 離農等により、目標年度に耕作する農地が無くなる者がいる場合、その者は「農業を担う者」として位置付ける必要はありません。
- 目標年度において、受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地について、「農業を担う者 一覧」に記載する必要はありません。なお、目標地図上には、「今後検討等」として位置付けておくことが望ましいです。

# 策定した地域計画の変更（目標集積率）

- 市町村は、農業委員会による農地所有者等の意向把握の結果を踏まえ、協議の場で10年後に農業を担う者を徐々に位置付けていきましょう
- 農業を担う者として目標地図に位置付けることができるるのは、以下の4パターンを想定しています
- 10年後の目標集積率は、基本構想の目標と整合を図りつつ、地域の実状を踏まえ、以下を参考にすることが望ましいです

## 目標地図に位置付けることができるパターン

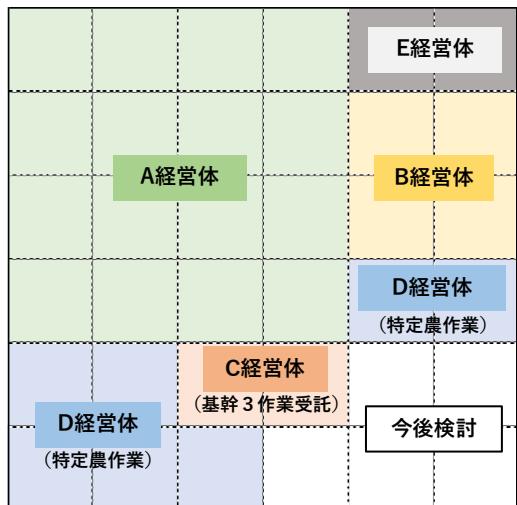
- 担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）
- 利用者（担い手以外の者）
- 基幹3作業の全てを受託する者 ※担い手、利用者を問わない
- 特定農作業を受託する者 ※担い手、利用者を問わない

下記の場合

A経営体  
B経営体  
C経営体  
D経営体

## 〇〇地域における地域計画(目標地図を含む)の例

〈10年後の目標地図〉  
地区内の農用地等面積 36ha  
※農用地面積は36-2=34ha



〈農業を担う者一覧〉

属性	農業者	現状 (略)	10年後（目標年度：令和〇年）				
			経営作目 (略)	経営面積	作業受 託面積	目標地図 の表示	備考
認農	A経営体	(略)	16ha	—			
利	B経営体		4ha	—			
認農	C経営体		—	2ha			
サ	D経営体		7ha	—			認定予定
認農	E経営体		2ha	—			農業用施設
合計			(略)	(略)	29ha	2ha	

- 基幹3作業とは、水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の農作物にあってはこれらに準ずる農作業をいう。
- 特定農作業の受託とは、受託者が、基幹的な3作業を受託し、その生産した農作物を受託者名義をもつて販売し、その販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託をいう。

10年後の担い手への目標集積率は、  
$$\frac{\text{担い手の経営面積} 23\text{ha} (16+7)}{\text{地区内の農用地面積} 34\text{ha} (36-2)} = 68\% \text{ となります。}$$
  
Dは、認定農業者として認定を受ける意向があることから、農用地の集積率に算入することができます。  
Eの農業用施設は、農用地の集積率の算出から除外します。

# 策定した地域計画の変更（目標地図の作成手順）

## 目標地図の留意事項

目標地図には、地域農業の利害関係人が将来誰が農地を担うのかを把握できるよう、農業を担う者ごとに利用する農地を地図上に定める必要があります。

目標地図を作成するときは、地域の耕作体系などの実情を踏まえ、工夫して作成することができます。

※ 地域計画に作物や有機農業エリアなどの農地の利用方針を定める場合、目標地図と別に、利用方針のみを表示した地図を作成することもできます。

### 〈農業を担う者を色や数字等により表示する方法（例）〉

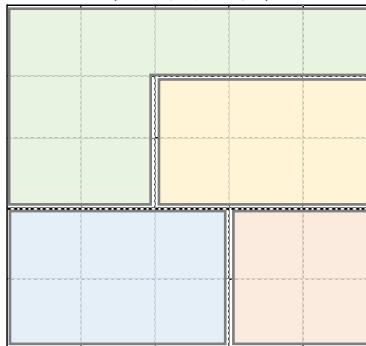
1, 農業を担う者ごとに色や数字、アルファベット等を割り振ります。

#### 〈農業を担う者一覧の記載例〉

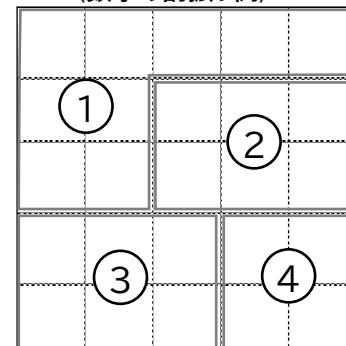
農業者	地図上の表示
○○	■ , ①など
△△	■ , ②など
(株)XX	■ , ③など
□□	■ , ④など

2, 地図上の農地に、農業を担う者ごとに割り振った色等を表示します。

#### 〈色の割振り例〉



#### 〈数字の割振り例〉



### 〈複数の農業者が同一の農地を利用する場合の方法（例）〉

1, ブロックローテーション等を行う者には、備考欄にその旨を記載します。

#### 〈農業を担う者一覧の記載例〉

農業者	地図上の表示	備考
○○	■ , Aなど	
△△	■ , Bなど	ブロックローテーション
(株)XX	■ , Cなど	ブロックローテーション
□□	■ , Dなど	ブロックローテーション

2, ブロックローテーション等を行う農地は、地図上にその旨を表示します。

3, <色の割振り>により目標地図を作成する場合、別途ブロックローテーション等を行う農地に新たな色を割り振り表示します。

#### 〈色の割振り例〉



#### 〈英文字の割振り例〉



個人情報に配慮する観点から、色や数字、アルファベット等により表示した目標地図をHPで掲載することも可能です。

なお、地域計画の原本には、農業を担う者の氏名等を明記する必要がありますが、閲覧を地域の利害関係人のみに制限することができます。



## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R7補正①

	事業名	概要	担当局
1	産地生産基盤パワーアップ事業 のうち収益性向上対策	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。	農産局 総務課 生産推進室
2	産地生産基盤パワーアップ事業 のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹・茶）	需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援。	農産局 果樹・茶グループ
3	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。	農産局 総務課 生産推進室
4	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	畑作物・畑作物産地を取り巻く課題に対応した、生産性向上、安定生産、労働負担軽減、病害虫対策、需要に応じた作物の導入等の取組、機械・施設整備を支援。	農産局 地域作物課
5	国内肥料資源利用拡大対策事業	肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援。	農産局 技術普及課 畜産局 畜産振興課
6	国産青果物安定供給体制構築事業 のうち国産野菜周年安定供給強化事業	気候変動に伴う生産の不安定化に対応するため、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等の取組を支援。	農産局 園芸作物課 園芸流通加工対策室
7	畑作物産地形成促進事業	輸入依存度の高い国産需要のある作物の生産を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの生産性向上等に取り組む農業者を支援。	農産局 企画課 水田農業対策室
8	園芸産地における事業継続強化対策	園芸産地における自然災害への対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画の策定・見直しや、計画の実行に必要な被害防止対策等を支援。	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室
9	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策	農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への転換等の取組を総合的に支援。	農産局 技術普及課
10	スマート農業技術の開発・供給加速化対策 のうちスマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究	スマート農業技術の導入を推進するため、導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進。	農林水産技術会議事務局 研究推進課
11	グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策 のうちGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援	輸出・国際局 輸出支援課
12	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業	輸入飼料への過度な依存から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産へ転換するため、生産性の高い持続可能な飼料産地形成、飼料生産組織の運営強化、飼料作物の生産性向上、耕畜連携及び供給拡大の促進、国産飼料の流通推進・利用拡大の取組を総合的に支援	畜産局 飼料課

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R7補正 ②

	事業名	概要	担当局
13	地域農業構造転換支援対策 のうち地域農業構造転換支援事業	地域の中核となって、農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室
14	担い手確保・経営強化支援事業	地域計画の目標地図に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営発展に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室
15	農地集約化促進事業	地域計画の早期実現に向けて農地バンクからの転貸等による農地の集約化に取り組む地域に対して支援	経営局 農地政策課
16	新規就農者確保緊急円滑化対策 のうち世代交代・初期投資促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世代交代円滑化タイプ 親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、ア 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組 イ 機械・施設等の導入を一体的に支援</li> <li>○初期投資促進タイプ 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援</li> </ul>	経営局 就農・女性課
17	新規就農者確保緊急円滑化対策 のうち経営開始支援事業	新たに経営を開始する49歳以下の者に対し、早期の経営確立を支援する資金を交付	経営局 就農・女性課
18	雇用就農緊急対策 のうち雇用就農緊急支援資金	農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付	経営局 就農・女性課
19	雇用就農緊急対策 のうち雇用体制強化事業 (働きやすい環境づくりコース・産地間連携等推進コース)	雇用による人材獲得・定着を図るために、働きやすい環境づくりや他産地・他産業との連携による労働力確保等を支援	経営局 就農・女性課
20	雇用就農緊急対策 のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業	女性が働きやすい環境の整備、全国女性リーダー育成研修の実施、女性登用に向けた地域内ジエンダーギャップ解消等を支援	経営局 就農・女性課
21	地域農業構造転換支援対策 のうち新規就農者チャレンジ事業	認定新規就農者（65歳未満）に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援	経営局 就農・女性課
22	地域農業構造転換支援対策 のうちスマート農業研修教育環境整備事業 (新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型）)	スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援	経営局 就農・女性課
23	スーパーL資金金利負担軽減措置 農業近代化資金金利負担軽減措置 (うち担い手経営発展支援金融対策事業)	目標地図に位置付けられた認定農業者等を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担等を軽減	経営局 金融調整課

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R7補正 ③

	事業名	概要	担当局
24	農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進。	農村振興局 農地資源課 水資源課 畜産局 飼料課
25	農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援。	農村振興局 農地資源課 経営体育成整備推進室
26	大区画化等加速化支援事業	食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るために、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援。	農村振興局 農地資源課 経営体育成整備推進室
27	農業生産基盤情報通信環境整備事業	農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援。	農村振興局 地域整備課
28	農山漁村振興交付金 のうち中山間地農業推進対策	中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組や複数集落の機能を補完する農村RMOの形成に関する取組を支援。	農村振興局 地域振興課
29	農山漁村振興交付金 のうち最適土地利用総合対策	地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、農用地保全のための活動等の各種取組を総合的に支援。	農村振興局 地域振興課
30	鳥獣被害防止総合対策交付金	生産基盤の維持・強化や農山漁村環境の改善を図るため、クマやシカ、イノシシに対する緊急的な捕獲強化、生息域の拡大等に対応した侵入防止柵等の整備の取組を支援。	農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R7補正 ④

	事業名	概要	担当局
31	みどりの食料システム戦略緊急対策事業 のうちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金 のうちみどりの事業活動を支える体制整備	みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援。	環境バイオマス政策課
32	みどりの食料システム戦略緊急対策事業 のうちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金 のうちグリーンな生産体系加速化事業 のうちグリーンな栽培体系加速化事業	環境にやさしい栽培技術や気候変動適応技術とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援。	農産局 技術普及課
33	みどりの食料システム戦略緊急対策事業 のうちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金 のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業	地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出。	農産局 農業環境対策課
34	みどりの食料システム戦略緊急対策事業 のうちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金 のうち先進的有機農業拡大促進事業	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援。	農産局 農業環境対策課
35	みどりの食料システム戦略緊急対策事業 のうちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金 のうち地域循環型エネルギーシステム構築	地域の関係者が集まつた協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギー・システムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用に向けた実証を支援。	環境バイオマス政策課
36	みどりの食料システム戦略緊急対策事業 のうちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金 のうちバイオマスの地産地消	地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援。	環境バイオマス政策課
37	みどりの食料システム戦略緊急対策事業 のうちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金 のうち環境負荷低減活動定着サポート	みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向け、都道府県が行う、みどり認定農業者等のサポート体制（みどりトータルサポートチーム）の構築と人材育成、みどりトータルサポートチーム等が行う、課題解決サポートと取組拡大に向けた意識醸成等を推進。	環境バイオマス政策課

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R8当初 ①

	事業名	概要	担当局
1	コメ新市場開拓等促進事業	需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援。	農産局 企画課 水田農業対策室
2	米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 のうち持続的種子生産総合対策事業	水稻、麦類及び豆類における持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産・供給体制の構築に必要な取組を支援。	農産局 穀物課
3	生産力強化に向けた稻作経営モデル確立支援事業	米の超低コスト生産の実現に向けた取組・新技術の検証や、大規模化等に伴う労働力不足への対応策ともなる水稻直播栽培への挑戦を支援。	農産局 穀物課
4	持続的生産強化対策事業 のうち戦略作物生産拡大支援事業 のうち作付体系転換支援事業	麦、大豆等の戦略作物の収量・品質・価格の安定化に向けた取組や大豆極多収品種の奨励品種決定調査等に対して支援。	農産局 穀物課
5	持続的生産強化対策事業 のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進	花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、流通効率化に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等を支援。	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室
6	持続的生産強化対策事業 のうち時代を拓く園芸産地づくり支援 のうち国産野菜周年安定供給強化事業	加工・業務用野菜の周年安定供給に向け、高温、渴水等の影響に対応できる生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等の取組を支援。	農産局 園芸作物課 園芸流通加工対策室
7	持続的生産強化対策事業 のうち果樹農業生産力増強総合対策 のうち果樹経営支援対策事業（整備事業） 及び果樹未収益期間支援事業	省力的な樹園地への改植・新植、それに伴う未収益期間における幼木の管理経費等を支援。	農産局 果樹・茶グループ
8	持続的生産強化対策事業 のうち果樹農業生産力増強総合対策 のうち果樹農業構造転換支援事業	生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルや、産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルを構築する取組等を支援。	農産局 果樹・茶グループ

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R8当初 ②

	事業名	概要	担当局
9	持続的生産強化対策事業 のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (茶の改植等)	茶の持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、産地の戦略に基づく改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培への転換等の取組を支援。	農産局 果樹・茶グループ
10	持続的生産強化対策事業 のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (甘味資源作物関係(さとうきび農業機械等導入支援事業))	さとうきび生産における労働生産性の向上を図るために必要な農業機械等の導入を支援。	農産局 地域作物課
11	強い農業づくり総合支援交付金	食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援。また、産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備を支援。	農産局 総務課 生産推進室
12	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。	農産局 総務課 生産推進室
13	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業	農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への転換等の取組を総合的に支援。	農産局 技術普及課
14	飼料備蓄・増産流通合理化事業 のうち国産飼料増産対策事業	飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進、生産性の高い持続可能な飼料産地の形成等の取組を支援。	畜産局 飼料課
15	グローバル産地づくり推進事業 のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業	都道府県等が主導して、輸出の推進体制を組織化する取組を支援とともに、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換の取組を支援するなど、大規模輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援。	輸出国際局 輸出支援課 輸出産地形成室

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R8当初 ③

	事業名	概要	担当局
16	農地利用効率化等支援事業	地域計画の目標地図に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室
17	地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業	地域の中核となって、農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室
18	集落営農連携促進等事業	地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援。	経営局 経営政策課
19	特定地域経営支援対策事業のうち沖縄農業対策事業	沖縄農業の持続的な発展を図るため、意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な生産施設・加工施設等の整備を支援。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室
20	農業経営基盤強化準備金制度	青色申告を行う認定農業者等が、経営所得安定対策等の交付金を準備金として積立てた場合、積立分を必要経費（損金）に算入可能。 交付金及び準備金により、農用地又は農業用機械等を取得した場合、圧縮記帳が可能。	経営局 経営政策課
21	農地中間管理機構事業のうち農地中間管理事業等推進事業のうち農地売買等支援事業	農地中間管理機構が規模縮小農家等から農地を買い入れて、認定農業者等に売り渡す農地売買等事業等の実施に必要な経費を支援。	経営局 農地政策課 農地集積・集約化促進室
22	農地中間管理機構事業のうち農地中間管理事業等推進事業のうち遊休農地解消対策事業	地域計画において受け手が位置付けられていない農地について、農地バンク・市町村が簡易な整備を行った上で、農地バンクを通じて新たな担い手等に当該農地を貸し付ける取組を支援。	経営局 農地政策課 農地集積・集約化促進室
23	農地利用最適化推進事業のうち地域計画の実現を通じた農地の集約化の推進のための支援事業	地域計画の実現を通じた農地の集約化を推進するために都道府県から行動計画の認定を受けた団体が行う活動及びその活動への都道府県による支援に要する経費を支援。	経営局 農地政策課 農地集積・集約化促進室
24	所有者不明農地対策事業	所有者不明農地の解消に向けて、都道府県農業委員会ネットワーク機構に専門的な知識を有する企画員を設置し、農業委員会の所有者不明農地対策の取組を牽引する取組を支援。	経営局 農地政策課

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R8当初 ④

	事業名	概要	担当局
25	新規就農者育成総合対策 のうち経営発展支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別枠（地域計画早期実現支援枠） 親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、ア 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組 イ 機械・施設等の導入を一体的に支援</li> <li>○通常枠 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援</li> </ul>	経営局 就農・女性課
26	新規就農者育成総合対策 のうち経営開始資金	新たに経営を開始する49歳以下の者に対し、早期の経営確立を支援する資金を交付。	経営局 就農・女性課
27	新規就農者育成総合対策 のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業	地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援。	経営局 就農・女性課
28	雇用就農資金	農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付。	経営局 就農・女性課
29	地域農業構造転換支援対策 のうち新規就農者チャレンジ事業	認定新規就農者（65歳未満）に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援。	経営局 就農・女性課
30	スーパーL資金の金利負担軽減措置 農業近代化資金の金利負担軽減措置	目標地図に位置付けられた認定農業者等を支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減。	経営局 金融調整課
31	農業信用保証保険支援総合事業 のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業	目標地図に位置付けられた認定農業者等が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る引受当初5年間の保証料を免除。	経営局 金融調整課

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R8当初 ⑤

	事業名	概要	担当局
32	農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進。	農村振興局 農地資源課 水資源課 畜産局 飼料課
33	農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援。	農村振興局 農地資源課 経営体育成整備推進室
34	大区画化等加速化支援事業	食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るために、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援。	農村振興局 農地資源課 経営体育成整備推進室
35	農業生産基盤情報通信環境整備事業	農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援。	農村振興局 地域整備課
36	農山漁村振興交付金 のうち中山間地農業推進対策	中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成のほか、棚田地域振興に関する取組を支援。	農村振興局 地域振興課
37	農山漁村振興交付金 のうち最適土地利用総合対策	地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援。	農村振興局 地域振興課
38	鳥獣被害防止総合対策交付金	農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビ工利用拡大への取組等を支援。	農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
39	多面的機能支払交付金（地域資源保全管理構想）	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。	農村振興局 農地資源課 多面的機能支払推進室
40	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援。	農村振興局 地域振興課

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域計画の実現に向けた支援・取組（R7補正、 R8当初）

### R8当初 ⑥

	事業名	概要	担当局
41	みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうちみどりの食料システム戦略推進交付金 のうちみどりの事業活動を支える体制整備	みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援。	環境バイオマス政策課
42	みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうちみどりの食料システム戦略推進交付金 のうちグリーンな生産体系加速化事業 のうちグリーンな栽培体系加速化事業	環境にやさしい栽培技術や気候変動適応技術とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援。	農産局 技術普及課
43	みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうちみどりの食料システム戦略推進交付金 のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業	地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出。	農産局 農業環境対策課
44	みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうちみどりの食料システム戦略推進交付金 のうち地域循環型エネルギー構築	地域の関係者が集まった協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稻わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用に向けた実証を支援。	環境バイオマス政策課
45	みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうちみどりの食料システム戦略推進交付金 のうちバイオマスの地産地消	地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援。	環境バイオマス政策課
46	みどりの食料システム戦略推進総合対策 のうちみどりの食料システム戦略推進交付金 のうち環境負荷低減活動定着サポート	みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向け、都道府県が行う、みどり認定農業者等のサポート体制（みどりトータルサポートチーム）の構築と人材育成、みどりトータルサポートチーム等が行う、課題解決サポートと取組拡大に向けた意識醸成等を推進。	環境バイオマス政策課

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域の取組に活用できる事業（R7補正・R8予算（概算決定））

- 地域計画の実現に向けた取組は、以下の事業を活用して一体的に実施することが効果的です。

項目	事業名	事業概要	地域計画の取組と連携した事業活用想定事例	実施主体	補助率	担当班連絡先
経営安定	経営所得安定対策 のうち 経営所得安定対策等推進事業  7,046百万円の内数	✓ 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成	✓ 各地域において、事業実施主体が行う経営所得安定対策等に係る普及推進活動及び需要に応じた作物の生産方針等の策定等の話し合いを地域が一体的に実施する際の人件費、印刷費等の事務等経費への支援が可能	都道府県 市町村 農業再生協議会	定額	穀物課 経営安定対策室 推進指導班 5149
農林水産省	地域外からの担い手参入促進緊急対策  110百万円(R7補正)	✓ 将来の受け手がいない農地を解消するため、農業団地エリア情報や参入希望法人情報の一元化、外部からの担い手誘致に関する計画策定を実施	✓ 国の委託事業者が開発する農業団地エリア情報や参入希望法人情報を一元化するデータベース活用、地域計画の区域外からの担い手(法人・企業)を誘致する計画の策定により、地域外からの担い手の誘致への支援が可能	民間団体等	定額	経営政策課 5134
	農業経営・就農支援体制整備推進事業 のうち 経営発展・就農促進委託事業  124百万円の内数	✓ 農業参入に関する調査・分析等を実施	✓ 国の委託事業者が優良事例の調査・分析等や、参入事例の提供を行うことにより、地域外からの担い手の誘致への支援が可能	民間団体	定額	経営政策課 5134
新規就農	新規就農者育成総合対策 のうち 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業  10,427百万円の内数	✓ 地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一貫的に支援	✓ 研修農場や就農に適する農地の整備等を行うに当たり、農地整備等に向けた話し合いを含む地域の合意形成の取組に要する人件費、有識者等謝金、消耗品費、印刷費等の事務等経費等の支援が可能	市町村 協議会 民間団体等	ソフト:定額 研修農場整備:1/2以内	就農・女性課 農業教育G 5203

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域の取組に活用できる事業（R7補正・R8予算（概算決定））

項目	事業名	事業概要	地域計画の取組と連携した事業活用想定事例	実施主体	補助率	担当班連絡先
農林水産省 中山間地域	多面的機能支払交付金 50,048百万円	✓ 地域の農業者等の活動組織が、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定し、多面的機能を支える取組や地域資源(水路、農道等)の質的向上を図る取組を支援	✓ 地域計画における水路、農道等の保全管理の検討について、多面的機能支払交付金の活動範囲内であって共同活動の中で検討する場合、必要な費用の支援が可能	広域活動組織 活動組織	定額	農地資源課 多面的機能支払 推進室 保全指導班 5618
	中山間地域等直接支払交付金 28,460百万円	✓ 中山間地域等において、地域の農業者等が農用地を維持・管理していくための取組(協定)を締結し、将来に向けた農業生産活動を維持していく取組を支援(農用地区域及び地域計画区域内の農用地が対象(編入手続が開始されている農用地を含む))	✓ 集落協定による話し合いの場を、地域計画に関する検討の場として活用可能。	農業者等	定額	地域振興課 直接支払業務班 5632
	農山漁村振興交付金 のうち 最適土地利用総合対策  7,045百万円の内数 【R7補正 2,925百万円の内数】	✓ 中山間地域等における農用地保全や農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定や、構想に基づく粗放的な土地利用、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援。	✓ 中山間地域等において地域ぐるみの話し合いにより土地利用構想を策定する場合、使用料及び賃借料(話し合いのための会場借料等)や需用費(印刷費等の事務等経費等)等の支援が可能	県 市町村 地域協議会等	定額 5.5/10 等	地域振興課 荒廃農地活用推進班 5493
	農山漁村振興交付金 のうち 中山間地農業推進対策  7,045百万円の内数 【R7補正 2,925百万円の内数】	✓ 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成、棚田地域振興に関する取組を支援。	✓ 地域計画策定区域で、地域計画と連携した農用地保全を実施するモデル的な取組を支援	県 市町村 地域協議会等	定額 1/2 等	地域振興課 事業指導班 5638

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域の取組に活用できる事業（R7補正・R8予算（概算決定））

項目	事業名	事業概要	地域計画の取組と連携した事業活用想定事例	実施主体	補助率	担当班連絡先	
農林水産省	有機農業	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業のうち 有機農業推進拠点(オーガニックビレッジ)づくりの推進  574百万円の内数	✓ 地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業に取り組む市町村を創出するため、地域の農業関係者を集めた検討会の実施等の取組を支援	✓ 有機農業の取組を目指す地域の場合、協議の場を有機農業に取り組むための検討会と一体的に実施することで、会議等の実施に必要な参加者の旅費や製本印刷費、専門家に支払う旅費や謝金等の支援が可能	市町村等	定額 (機械のリース導入のみ1/2以内)	農業環境対策課 有機農業調整班 4840
	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業	980百万円の内数	✓ 農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るために、農業支援サービス事業者的人材育成や活動の促進、サービスの提供に要するスマート農業機械等の導入等の取組に対して支援	✓ 農業支援サービス事業の立上げ当初のビジネス確立や事業拡大に必要となるニーズ調査と産地で行う協議を一体的に実施することで、人件費、会場費、印刷費等の支援が可能	農業者、サービス事業者等	定額 1/2以内等	技術普及課 4766
	輸出	グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業  550百万円の内数	✓ 都道府県やJA等が主導する、地域の農業関係者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組と、その推進体制の下で実施する、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を支援(但し、生産・流通体系の転換に係る取組を実施する事業実施計画であることが必要)	✓ 輸出のための生産転換を目指す地域の場合、協議の場を技術普及研修会と一体的に実施することで、会場費、印刷費等の事務等経費等の支援が可能	県等	定額	輸出支援課 輸出産地形成室 4345
	鳥獣対策	鳥獣被害防止総合対策交付金  9,900百万円 【R7補正 6,800百万円】	✓ 市町村が作成する被害防止計画に基づく農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲、被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援	✓ 鳥獣対策に係る推進体制や実施体制の整備のための打合せと一体的に実施することで、会場借料や会議用機械器具の借料、印刷費等の事務経費等の支援が可能	都道府県 市町村 地域協議会等	定額 1/2以内等	鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 鳥獣被害対策推進班 5500
	復興	福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業  3,672百万円の内数  ※予算は復興庁より計上	✓ 福島第一原子力発電所事故の影響により農畜産物生産の断念を余儀なくされた原子力被災地域の復興に向けて、福島県に設置した基金を通じ、営農再開の加速化・広域的な高付加価値産地の創出を支援。	✓ 福島県における避難区域等において、地域営農の再開に向けた指針となる地域営農再開ビジョンの策定のために行う、農業者への意向聴取や検討会の開催等に必要な費用の支援が可能。	市町村 農業協同組合等	定額	農業環境対策課 土壌改良推進担当 4760

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## 地域の取組に活用できる事業（R7補正・R8予算（概算決定））

項目	事業名	事業概要	地域計画の取組と連携した事業活用想定事例	実施主体	補助率	担当班連絡先
農林水産省 農業委員会等	農地利用最適化推進事業 のうち地域計画の実現を通じた農地の集約化の推進のための支援事業  3,919百万円の内数	✓ 地域計画の実現を通じた農地の集約化を推進するために都道府県から行動計画の認定を受けた団体が行う活動及びその活動への都道府県による支援に要する経費を支援。	✓ 地域計画のブラッシュアップ・実現に取り組む地域において、その取組の中心的役割を果たす団体が、農地所有者等の意向把握、現況地図・目標地図の素案作成、利用権設定等に向けた調整及び地域の話し合いの会議の開催等の活動を行うために必要な経費の支援が可能。	市町村、農業委員会、農地バンク、土地改良区、JA、民間団体等	定額	農地政策課 農地集積・集約化促進室 農委・農地最適化G5165

※ R8.1時点の状況を基に作成しており、今後の予算成立を踏まえ、内容に変更があり得る。

## サポート窓口

ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

### 地域計画全般

東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 022-221-6237(直通)	東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 TEL 052-715-5191(直通)	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 096-300-6316(直通)
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 048-740-0144(直通)	近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 075-414-9013(直通)	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL 098-866-1628(直通)
北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 076-232-4319(直通)	中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 TEL 086-224-9414(直通)	
経営局農地政策課 TEL 03-6744-2151(直通)		

### 農業委員会、農地バンク関連

北海道農政部農業経営局農地調整課 農業委員会関連 TEL 011-204-5393(直通) 北海道農政部農業経営局農業経営課 農地バンク関連 TEL 011-204-5386(直通)	北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 076-232-4319(直通)	中国四国農政局 経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 086-224-9407(直通)
東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 022-221-6237(直通)	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 052-223-4627(直通)	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 096-300-6316(直通)
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 048-740-0144(直通)	近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 075-414-9013(直通)	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL 098-866-1628(直通)
経営局農地政策課 農業委員会関連 TEL 03-3591-1389(直通) / 農地バンク関連 TEL 03-6744-2151(直通)		

### 土地の管理構想関連

国土交通省 国土政策局 総合計画課 土地管理企画室 TEL 03-5253-8359(直通)